

意見書



三井生命保険相互会社
取締役会 御中

2003年12月2日

ミリマン ジャパン
代表兼上席コンサルタント
スティーブン H. コンウィル

プリンシパル兼上席コンサルタント
鶴野 正孝

鶴野 正孝

株式会社化における保険数理的事項に関する意見書

三井生命保険相互会社（以下、三井生命）の株式会社化において、保険業法、同施行規則およびその他関係法令の規定に基づき、社員への補償の割当、組織変更剰余金額の決定および有配当契約者の保護措置が実施される。私達は、保険数理上の観点から、これらの妥当性に関する意見を下記のとおり表明する。

記

1. 資格

ミリマン ジャパン（ミリマン・ユーエスエー・インク（以下、ミリマン）の日本支店）の代表であるスティーブン H. コンウィルは、米国のソサエティー・オブ・アクチュアリーズの正会員、アメリカン・アカデミー・オブ・アクチュアリーズの会員ならびに日本アクチュアリー会の会員である。ミリマンのプリンシパルである鶴野正孝は日本アクチュアリー会の正会員である。私達、両名は、社団法人 日本アクチュアリー会の「保険相互会社の株式会社化における社員への補償の割当てに関する実務基準」（以下、「実務基準」）が適用されるアクチュアリーに該当する。また私達のいずれも当該組織変更計画に関連して、その見解の形成に影響を及ぼすと一般から受け取られる恐れのある利害関係を有しない。

2. 範囲

本意見書は、以下の4つの課題について述べている。

- (1) 社員への補償の割当方法
- (2) 組織変更剰余金額の計算方法
- (3) 有配当契約者保護措置の公正性
- (4) 社員への補償の割当および組織変更剰余金額の計算における正確性

私達は、社員への補償総額について意見を述べているのではなく、以下の各章において述べるように、当該補償総額の社員への割当における公正性について意見を表明している。

それぞれの課題については、以下の各章において詳述する。いくつかの分野についてはミリマンの担当範囲が限られており、ミリマンは、三井生命によって提案ないし開発された分析、計算および手法に依拠した。ミリマンの具体的な役割については以下に詳しく述べる。また次章で述べるように、私達の意見を形成するにあたり、三井生命から提供されたデータおよび情報に多くを依拠した。

なお、数理的寄与分および関連項目の計算を行うために使われた方法および前提条件は、多くの可能な選択肢の中から選択されたものであることに留意する必要がある。つまり、計算を行う専門家が異なれば、別の妥当な計算手法に基づいて、異なる前提条件を使用することにより、異なる計算結果を導くこともありうるが、そうだからと言って、各手法や計算結果それぞれの公正性に問題があるということではない。

3. 提供されたデータの信頼性

三井生命とミリマンは協力して、社員に対する補償の割当基準となる社員の寄与分計算を行った。

その過程において、ミリマンは、三井生命から提供されたデータならびに情報に依拠して計算を行った。ミリマンが依拠したデータと情報は以下のように分類される。

- (1) 三井生命の財務諸表に含まれる情報
- (2) 2003年3月31日、2003年8月31日およびその他の日における保有契約データおよび情報

- (3) 保険金、保険料、責任準備金、その他の価額を含む保険契約データおよび情報
- (4) 過去および将来の保険料、運用収益、保険金、給付金、返戻金、事業費、その他の支出ならびに配当金に関するデータおよび情報
- (5) 事業計画、その他三井生命から提供されたデータおよび情報

私達の意見は、提供されたデータおよび情報の正確性に依拠している。これらのデータおよび情報についてミリマンは公式の監査は行わなかったが、以下の検証を行った。

- (1) 寄与分計算に必要な様々なデータおよび情報が、三井生命から全て提供されたことの検証
- (2) 日本の保険事業を取り巻く環境および三井生命固有の状況に関する私達の知識に基づき、ミリマンの想定と提供されたデータおよび情報が整合していることの検証
- (3) データの傾向と平滑性に関する概括的な検証。ミリマンは、検証過程において把握した問題点について三井生命と検討し、重要な問題は全て解決した。

したがって、私達の意見は、提供されたデータおよび情報が全て正確であるという前提を基に表明されるものである。

4. 社員の寄与分の計算過程

社員の寄与分の計算に際しては「実務基準」に従い、そこに規定する基本的概念および定義に沿った数理的寄与分の計算を行った。

数理的寄与分の計算方法は、「実務基準」の「(方法2) 内部留保の形成に果たした貢献を過去または将来についてそれぞれ毎年計算し、過去の数理的寄与分については適切な運用収益率により累積し、将来の数理的寄与分については適切な割引率により割り戻した現価を計算することにより求める方法」とし、契約ごとに数理的寄与分を計算した。

ミリマンは上述の方法に沿って全ての補償対象契約に関する計算を行った。一方、三井生命は、ミリマンから提供された個々契約の計算結果を社員単位に集計して、社員ごとの寄与分を決定した。

数理的寄与分の計算に必要な過去の経験率等に関する広範なデータが、三井生命から提供された。データの入手が困難な場合、あるいはデータの加工が必要と思われた場合には、

推定またはスムージングを行った。過去および将来の経験率等に関する前提については、社員への補償の衡平性を確保するうえで合理的な前提を一貫して用いた。

数理的寄与分計算に用いた契約情報は、三井生命から提供された保有契約データに基づいている。転換契約や更新契約等については、当初の契約日からのデータを使用できた場合は、それを用いて当初の契約日からの数理的寄与分を計算した。当初の契約日のデータを使用できなかった場合は、使用可能な最も古いデータを用いた。

特約が付加されている契約については、特約部分の数理的寄与分も計算し、主契約と合わせた契約単位の数理的寄与分を計算した。

5. 組織変更剰余金額の考え方

保険業法は、非常に広い概念として、株式会社化を行う会社はその時点で、純資産から現社員が寄与したとみなされる部分を控除した額に相当する金額を、組織変更剰余金額として設定するよう規定している。組織変更剰余金額の計算方法は、保険業法では詳細に規定されておらず、複数の計算方法が可能であるというのが、日本の保険専門家の解釈である。なお、諸外国には組織変更剰余金額に関する前例はない。

6. 有配当契約者保護措置の考え方

三井生命は有配当契約者保護措置を確実に実施するため、有配当契約から生じる剰余を計算する区分（以下、有配当保険の区分）を設定する。有配当保険の区分では、株式会社化時点において有効な有配当契約が、株式会社化後に契約される有配当契約とともに管理される。本意見書第9章に記載する意見を形成するに際して、私達が採用した考え方は、有配当契約に適用される株式会社化後の配当分配方法が、仮に株式会社化が実施されなかったとした場合の配当分配方法と整合しているならば、有配当契約者は公正に扱われているとみなすというものである。公正性に関して重要な点は、特定の配当水準の維持ではなく、配当方針の維持ということである。したがって当然のことながら、株式会社化後の経験率等の変化によって、配当水準が将来上下に変動することもあると予想される。

7. 意見1

組織変更計画書第5章に記載された社員への補償の割当案は、保険業法および「実務基準」に合致した方法に基づき策定されていると考えられる。

—上記意見の基となる考え方—

- 補償の割当対象となる社員は、2003年8月31日現在有効な有配当契約の契約者である。この基準日は、事務手続き等に要する期間も勘案して選定されており、ミリマンはこの基準日に基づき寄与分計算を行った。
- 社員への補償の割当は、保険業法第89条第2項に従い、社員の数理的寄与分に応じて行われている。数理的寄与分は、第4章で述べたとおり、保険業法および「実務基準」の規定に従って正当に計算されていると考えられる。
- 補償の割当は、全社員の寄与分合計に対する各社員の寄与分の比率に基づき決定される。ミリマンは各保有契約の寄与分計算結果を三井生命に提供した。複数の契約を保有する社員については、三井生命において社員ごとの寄与分合計が計算された。三井生命は、契約ごとの寄与分が負値の場合は、その契約の寄与分をゼロとみなして社員ごとおよび全社員の寄与分合計を計算した。私達はこの過程を妥当なものと考えているが、三井生命による実際の集計結果に係る監査は行っていない。社員ごとの寄与分が正確であるという前提の下に、社員への補償の割当案は、保険業法および「実務基準」に規定する公正かつ衡平な方法に基づき策定されていると考える。
- 補償の形態は株式による割当てである。三井生命は、組織変更計画書第6章の規定に従い、端数相当株式の買受けによる売却代金を端数株式の割当てがあった社員に交付することとしている。三井生命は、当該金額の合計額が株式会社化後の資本金額の10%未満になることを見込んでいる。当該社外流出金額の水準は僅少とみなされるべきではないが、適切な資本管理、リスク管理および収益管理が行われることを前提に、当該金額の交付による三井生命のソルベンシーへの影響はわずかであり、長期的に見れば悪影響はないと考えられる。なお、株式会社化と同時に行われる、基金の金額を上回る出資によって、資本管理の柔軟性は向上する。
- 三井生命は、組織変更計画書第10章の規定に従い、補償の割当対象となる社員に株式を割り当てるほか、社員以外の者に対して第三者割当株式を発行する。当該第三者割当株式の発行は、保険数理的事項よりはるかに広い事柄に関わるため、その公正性に関する意見は表明しない。

8. 意見2

組織変更計画書第9章に記載された組織変更剰余金額の計算方法および定款に記載される予定の組織変更剰余金額案は、保険業法に基づき策定されており、寄与分計算の方法および結果と整合していると考えられる。

—上記意見の基となる考え方—

- 三井生命の組織変更剰余金額の計算方法は、保険業法第92条、同施行規則第45条の規定に基づいている。
- 諸外国にはこの概念に関する前例がなく、これらの規定に基づく組織変更剰余金額の計算方法には複数の解釈があることから、三井生命の方法は、複数の受け入れ可能な方法の1つとみなされるべきである。
- 組織変更剰余金額の計算方法と寄与分の計算方法の整合性を確保することは重要である。三井生命の組織変更剰余金額の計算方法は、第4章で述べた社員の寄与分の計算方法と整合しており、定款に記載される予定の組織変更剰余金額案は、保険業法に基づき正当に計算されていると考えられる。

9. 意見3

組織変更計画書第8章に記載された組織変更後の契約者配当の方針は、一貫して適用されれば、有配当契約者の公正な処遇を確実なものとするための適切な枠組になると考えられる。したがって、三井生命が当該契約者配当方針を一貫して適用する場合、将来にわたり公正性が確保されると考えられる。

—上記意見の基となる考え方—

- 株式会社化計画の過程において、私達は、三井生命によって作成された契約者配当方法に関する行政当局および私達への説明について検討した。その方法全体、特に新会社が契約者配当の対象となる金額を定めるための区分を設定することは、株式会社化の前後を通じて一貫した配当決定方針を維持するための適切な枠組となると考えられる。この契約者配当の方法は、第4章で述べた寄与分計算方法と整合している。

- しかし、策定された契約者配当方針の内容は複雑であり、組織変更計画書および定款の中ではその具体的かつ技術的な細部の規定がなく概括的に記載されているため、将来にわたる公正性の確保は、概括的に記載された契約者配当方針を三井生命が一貫して適用することにかかっている。
- したがって、三井生命が当該枠組に基づき、株式会社化の前後を通じて一貫した方針によって契約者配当を決定すれば、公正性は確保され则认为。

10. 意見 4

以下に述べる範囲において、三井生命およびミリマンは、数理的寄与分および組織変更剰余金額の計算結果の正確性を確認するための適切な手順に従ったものとする。さらに、採用した手順は妥当であり、また、計算結果の正確性は確保されているとみなされると考える。

—上記意見の基となる考え方—

第4章で述べたように、数理的寄与分および組織変更剰余金額に関して、ミリマンは全ての補償対象契約の寄与分計算を担当した。

- 数理的寄与分に関する正確性とは、(1) 三井生命から提供された使用可能な過去の経験情報および「実務基準」に照らし妥当な前提を選択すること、および、(2) 計算過程において正確に前提を適用することを意味している。
- ミリマンは組織変更剰余金額の計算は行っていないが、三井生命が行った計算が組織変更計画書に規定する方法に整合していることを検証した。
- 計算結果の正確性に関する私達の意見は、上述の範囲に限られているが、ミリマンは、三井生命が採用した計算方法を検証し、三井生命が行った計算は、保険業法および「実務基準」と整合的であると判断した。

以上

平成15年12月2日

取締役会御中

保険計理人 日笠 克巳

保険計理人 大橋 博司



株式会社化における保険数理的事項に関する意見書

保険計理人として、株式会社化における保険数理的事項に関与し、社員に対する株式の割当ての計算、組織変更剰余金額の計算および組織変更後の契約者配当の方針について、下記のとおり保険数理上の観点から妥当性を確認しましたので報告いたします。

記

1. 社員に対する株式の割当ての計算

(1) 確認事項

社員に対する株式の割当ての計算が、保険業法第89条（社員への株式の割当て）、保険業法施行規則第44条（社員の寄与分の計算）およびその他関連法令の規定ならびに社団法人日本アクチュアリー会の「保険相互会社の株式会社化における社員への補償の割当てに関する実務基準」（以下、「実務基準」といいます。）に基づき適正に実施されているかの確認を行いました。

(2) 確認の結果

組織変更計画書（平成15年12月19日の総代会に付議される予定の組織変更計画書案をいいます。以下同じ。）に記載されている社員に対する株式の割当ての計算方法は、法令および実務基準に適合しており、また、それに基づき実施された計算は、妥当な前提を用いて、適切な手順で行われており、保険数理上の観点から見て適正妥当であると認めます。

(3) 確認の過程

ミリマン・ユーエスエー・インク（以下、「ミリマン」といいます。）および三井生命保険相互会社（以下、「三井生命」といいます。）の主計統括室および経営統括室から資料の提供を受け、社員に対する株式の割当ての計算が、次の①～⑨のとおり適正妥当であることを確認しました。

①組織変更計画書に記載されている社員に対する株式の割当ての計算方法は、保険業

法第89条（社員への株式の割当て）、保険業法施行規則第44条（社員の寄与分の計算）およびその他関連法令の規定ならびに実務基準に適合しております。

- ②株式の割当ての対象となる社員（補償基準日である平成15年8月31日における三井生命の社員）の、補償基準日において有効な剰余金の分配のある保険契約が、寄与分の計算の対象契約と一致していることを確認しました。
- ③各保険種類毎の算式を検証することにより、寄与分の計算方法が実務基準に基づくものであることを確認しました。
- ④寄与分の計算に用いるデータ等の処理は、実務基準に基づく保険数理上妥当な処理であると認めます。
- ⑤寄与分の計算に使用する過去の実績に関する経験率および予想される将来の実績に関する前提は、保険数理上妥当な方法で決定されていることを確認しました。
- ⑥保険契約毎の寄与分の計算結果の正確性は、計算手順の検証、計算結果のサンプルチェックにより妥当なものであると判断しました。
- ⑦各社員の寄与分は、当該社員の補償基準日において有効な寄与分計算の対象となる保険契約毎の寄与分の合計額です。
なお、保険契約毎の寄与分がマイナスの値となる場合は、当該保険契約の寄与分を0として合計額を計算しています。この計算方法は、実務基準で認められた妥当な計算方法です。
また、この方法で計算された各社員の寄与分の計算結果の正確性は、集計方法の検証、計算結果のサンプルチェックにより妥当なものであると判断しました。
- ⑧社員への割当て株式数は、保険業法第89条（社員への株式の割当て）第2項に基づき、発行する株式の総数に、当該社員の寄与分割合（全社員の寄与分の総額（株式の割当てを受けたならば法令に違反することとなる社員の寄与分を除きます。）に対する当該社員の寄与分の割合）を乗じることによって計算しています。
割当て株式数は、この計算方法に基づき、株式の割当ての対象となる全ての社員について正確に算出されていることを確認しました。
- ⑨社員への補償の形態は、保険業法第89条（社員への株式の割当て）に基づく株式による割当てであり、三井生命のソルベンシーへの影響はないと考えます。
なお、端数株式につき新たに発行したる株式の売却代金の交付により見込まれる資

金の流出は、適切な資本管理、リスク管理および収益管理がなされれば、ソルベンシー上の問題はないと考えます。

また、保険業法施行令第12条（株式の割当てに代わる金銭の交付）の規定に基づき、株式の割当てを受けたならば法令に違反することとなる社員に対する株式の交付に代わる金銭交付により見込まれる資金の流出は、現在の純資産等の水準から考えて、三井生命のソルベンシーに重大な影響を及ぼすものではないと判断しました。

2. 組織変更剰余金額の計算

（1）確認事項

組織変更剰余金額の計算が、保険業法第92条（組織変更剰余金額）および保険業法施行規則第45条（組織変更剰余金額の計算等）の規定に基づいて、適正に行われているかの確認を行いました。

（2）確認の結果

組織変更計画書に記載されている組織変更剰余金額の計算方法は、法令に適合しており、それに基づき実施された計算は適正妥当であると認めます。

（3）確認の過程

組織変更計画書に記載されている組織変更剰余金額の計算方法およびこれに基づく算式は、保険業法第92条（組織変更剰余金額）および保険業法施行規則第45条（組織変更剰余金額の計算等）の規定に適合した計算方法の一つであり、適正妥当であると認めます。

また、組織変更剰余金額は、組織変更計画書に基づき正確に算出されていることを確認しました。

3. 組織変更後の契約者配当の方針

（1）確認事項

組織変更計画書に記載されている組織変更後の契約者配当の方針により、有配当保険契約者に対して、将来にわたり契約者配当の権利が保護されるかの確認を行いました。

（2）確認の結果

組織変更計画書に記載されている組織変更後の契約者配当の方針により、有配当保険契約者に対して、将来にわたり契約者配当の権利が保護されるものと認めます。

（3）確認の過程

①組織変更計画書に記載されている組織変更後の契約者配当の方針は、有配当保険の区分を設置することにより契約者配当を行う保険契約に係る損益を区分し、かつ、現行の社員配当準備金繰入額と同等の契約者配当準備金への繰入れを保証していることから、組織変更前後で継続した配当方針が維持できると判断しました。

②組織変更計画書において、契約者配当の対象となる金額を計算するにあたっては、有配当保険に係る保険事故の発生その他の理由により当該決算期後に発生し得る危険であって通常の見込みを超えるものに対する準備のために、新会社が合理的と判断する基準にしたがって計算した金額等を有配当保険の区分に属する損益に含めるとしています。この処理は、組織変更後の会社のリスク管理のあり方から見て、保険数理上妥当なものであると考えます。

③組織変更後の契約者配当の方針は、保険業法第86条（組織変更計画書の承認）第7項の規定に基づき組織変更後の定款に規定し、組織変更計画書の契約者配当の方針を堅持することになっています。また、保険業法第121条（保険計理人の職務）第1項第2号の規定に基づき、保険計理人は契約者配当が公正かつ衡平に行われているかの確認を毎年実施することになっています。これらにより、有配当保険契約者に対して、将来にわたり契約者配当の権利が保護されるものと認めます。

4. ミリマンによる意見書

ミリマン・ジャパン（ミリマンの日本支店）のステューブンH. コンウィル氏、鶴野正孝氏による平成15年12月2日付「株式会社化における保険数理的事項に関する意見書」において表明されている意見は、上記1. から3. までで確認した意見と整合しており、相当であると認めます。

また、三井生命からミリマンに提供したデータおよび情報の正確性については、データのサンプルチェック、情報の提供状況の確認を行うことにより、妥当であることを確認しました。

5. 意見形成に関する事項

株式の割当ての対象となる保険契約を補償基準日現在、日笠克巳は3件、大橋博司は4件、保有しております。このことが、保険計理人としての意見形成に影響を及ぼしていることはありません。

以上

平成 15 年 12 月 2 日

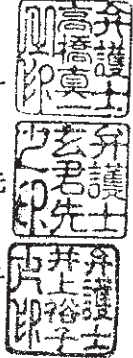
三井生命保険相互会社 御中

西村総合法律事務所

弁護士 高橋 真一

同 玄 君 先

同 井上 裕子



相互会社から株式会社への組織変更

当職らは、三井生命保険相互会社(以下「三井生命」といいます。)の株式会社への組織変更(以下「本件組織変更」といいます。)に関し、三井生命の法律顧問を務めております。

本件組織変更に関し、当職らは下記の書類を検討いたしました。

記

- (1) 平成 15 年 8 月 5 日付の三井生命取締役会議事録の謄本
- (2) 本件組織変更に伴う寄与分の計算および割当て株式の数の計算の対象となる保険契約および社員を確定するための基準日(以下「補償基準日」といいます。)に関して三井生命が平成 15 年 8 月 6 日に日本経済新聞において行った公告
- (3) 平成 15 年 11 月 25 日付の三井生命取締役会議事録の抄本及び当該取締役会議事録の抄本に記載された決議事項にかかる取締役会議案書
- (4) 平成 15 年 11 月 25 日付の三井生命監査役会議事録の謄本
- (5) 平成 15 年 12 月 19 日開催の三井生命臨時総代会(以下「総代会」といいます。)の招集通知書の写し
- (6) 上記(5)記載の招集通知書に記載された組織変更計画書案(以下「本件組織変更計画書案」といいます。)
- (7) 上記(5)記載の招集通知書に記載された三井生命保険株式会社定款案(以下「株式会社定款案」といいます。)
- (8) 三井生命が同社と保険契約を締結する者その他の一定の者に交付する予定の「三井生命の株式会社化に関するお知らせ」と題する書面の様式

当職らは、さらに、以下の法律意見を述べるために必要または相当と考えたその他の関係書類および法律問題を検討いたしました。上記に基づき、現行の日本の法令の下で、当職らは以下のとおり意見を申し述べます。

1. 補償基準日を平成 15 年 8 月 31 日に設定するために必要な手続は適法に行われ、補償基準日は有効に設定されている。
2. 総代会の招集通知書は、保険業法(以下「法」といいます。)第 86 条第 4 項に従い適法に作成されている。
3. 本件組織変更計画書案は法第 86 条第 5 項および第 92 条の 2 第 1 項に従って作成されており、その内容は適法である。
4. 株式会社定款案は本意見書の日付において施行されている商法の下で、適法である。
5. 上記(8)に記載の書面は、総代会による本件組織変更の決議に関して法第 87 条第 1 項に基づき三井生命が公告を行う日の翌日以後三井生命と保険契約を締結する者に対する、法第 87 条第 2 項およびこれにより準用される法第 71 条第 1 項に従った「組織変更の手続中である旨」の適法な通知である。

なお、上記の意見を述べるにあたり、保険数理的事項については、当職らは、2003 年 12 月 2 日付のミリマン ジャパン作成の三井生命宛「株式会社化における保険数理的事項に関する意見書」に依拠しました。

以 上

株式会社化専用フリーダイヤルのご案内

株式会社化に関連してご不明な点やご質問などがございましたら、下記の【株式会社化専用フリーダイヤル】までお気軽にお問い合わせください。

 0120-015-831

受付時間:月～金曜日(祝日を除く)9:00～17:00

月曜日など、休日の翌日はお電話が混み合う場合があります。

電話番号をご確認のうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。

上記は株式会社化専用のダイヤルです。株式会社化に関連する内容以外につきましては、お客様サービスセンター「ご契約に関するご照会・お手続き窓口」(フリーダイヤル:0120-318-766)にて承ります。

 **三井生命保険相互会社**

〒100-8123 東京都千代田区大手町1-2-3

<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>